# 福島町の行政評価（事務事業）の結果を公表します

町ではまちづくり基本条例の規定に基づき行政事務の効率化を図るため、行政評価（事務事業）を実施しています。
今年度の評価結果について、福島町行政評価実施要綱第５条の規定に基づき公表します。

役場の業務には、福祉・産業・教育などさまざまな業務がありますが、行政評価の対象となる事務事業は、福島町総合計画前期実施計画に登載されている事業や、行政評価に馴染まない事業などを除き、47事業となっています。

## 行政評価の目的

- まちづくり基本条例の実践
- 総合計画の進捗管理
- 予算運営へのＰＤＣＡサイクル※の導入

※ＰＤＣＡサイクル
Ｐｌａｎ（計画）、Ｄｏ（実行）、Ｃｈｅｃｋ（評価）、Ａｃｔｉｏｎ（改善）の４つの工程を繰り返し、継続的な業務改善を行います。

## 直接の目的

- 職員の意識改革
  （行政への経営感覚の導入）
  （コスト意識、マネジメント意識）
  （住民満足度の向上意識の導入）
- 住民への説明責任
  （アカウンタビリティ〈説明責任〉の向上と町民参加の拡大）

### ●評価のポイント

事務事業の方向性をＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄの４段階で評価を行い、事務事業の進め方や改善、見直しの検討を進めることになります。

### ●令和８年度（令和７年度実施）の評価対象事務事業

今年度の評価対象の事務事業として、次の47事業を選定し、評価を行いました。

### ●外部評価（３次評価）

総合計画審議会において、町民目線で事務事業を評価しております。

| 段階 | 評　価　の　内　容 |
|---|---|
| A | 現状にて事業を継続または拡充<br>（必要性・有効性および達成度・効率性はいずれも高い） |
| B | 事業の進め方の改善により継続<br>（必要性・有効性は高いが、達成度・効率性は低い） |
| C | 事業規模・内容などの見直しの検討<br>（達成度・効率性は高いが、必要性・有効性は低い） |
| D | 事業の抜本的見直しを検討<br>（必要性・有効性および達成度・効率性はいずれも低い）<br>廃止、統合、縮小、凍結など |